

第 15 回教育委員会

平成30年7月10日
午後 3 時 3 0 分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第64号 大阪市学校適正配置審議会委員の委嘱について

議案第64号

大阪市学校適正配置審議会委員の委嘱について

1. 委嘱

平成30年7月27日付をもって、大阪市学校適正配置審議会委員を委嘱する。

氏名	役職名	大阪市学校適正配置審議会規則第2条による区分	任期	備考
別紙委員名簿のとおり				

2. 説明

平成30年7月26日付の任期満了に伴い、安藤福光氏、越村市二氏、高橋直子氏、田村知子氏、辻野けんま氏、豊原法彦氏、松山信繁氏、山上直子氏を新たに委員として委嘱する。その他の委員については、再委嘱する。

任期については、大阪市学校適正配置審議会規則第3条第1項の規定により、いずれも平成30年7月27日から平成32年7月26日までの2年間とする。

大阪市学校適正配置審議会 委員名簿

委員を委嘱する者

氏名	役職名	区分	任期	備考
新井 光淑	大阪市PTA協議会副会長	教育委員会が適 当と認める者	H30年7月27日 ～ H32年7月26日	再任
安藤 福光	兵庫教育大学准教授（学校教育 研究科）	学識経験のある 者		新任
越村 市二	大阪市地域振興会副会長	教育委員会が適 当と認める者		新任
後藤 博子	帝塚山大学准教授（文学部）	学識経験のある 者		再任
佐久間 康富	和歌山大学准教授（システム 工学部）	学識経験のある 者		再任
高橋 直子	弁護士	学識経験のある 者		新任
田村 知子	大阪教育大学教授（教職実践 研究科）	学識経験のある 者		新任
辻野 けんま	大阪市立大学准教授（文学研 究科）	学識経験のある 者		新任
豊原 法彦	関西学院大学教授（経済学 部）	学識経験のある 者		新任
前田 葉子	大阪市地域女性団体協議会副 会長	教育委員会が適 当と認める者		再任
松山 信繁	大阪市PTA協議会会長	教育委員会が適 当と認める者		新任
山上 直子	産経新聞論説委員	教育委員会が適 当と認める者		新任
吉川 郁夫	大阪市社会福祉協議会評議員	教育委員会が適 当と認める者		再任

(参考)

任期満了となる者

氏名	役職名	代表区分	任期
飯野 修芳	大阪市地域振興会副会長	教育委員会が適当と認める者	H28年7月27日 ～ H30年7月26日
小林 京子	弁護士	学識経験のある者	
小林 将太	大阪教育大学准教授（教育学部）	学識経験のある者	
佐坂 陽子	大阪市PTA協議会副会長	教育委員会が適当と認める者	
高田 一宏	大阪大学大学院教授（人間科学研究科）	学識経験のある者	
南本 長穂	京都文教大学教授（臨床心理学部）	学識経験のある者	
安本 寿久	産経新聞大阪本社特別記者編集委員	教育委員会が適当と認める者	

委員の略歴

○ 安藤 福光(あんどう よしみつ)氏

兵庫教育大学学校教育研究科 准教授

相生市 学校教育審議会会長 (平成26年6月～平成27年11月)

兵庫県 小中一貫教育調査研究委員会委員 (平成27年度、28年度、29年度)

内閣府 統計委員会人口・社会統計部会専門委員 (平成27年12月～平成29年10月)

文部科学省 小中一貫教育推進事業推進委員会委員 (平成28年度～30年度)

《専門領域》 教育学

○ 越村 市二(こしむら いちじ)氏

大阪市地域振興会副会長

《専門領域》 地域コミュニティ

○ 高橋 直子(たかはし なおこ)氏

弁護士

大阪市指導力向上支援・判定会議委員

《専門領域》 法律

○ 田村 知子(たむら ともこ)氏

大阪教育大学教職実践研究科 教授

日本カリキュラム学会理事

文部科学省初等中等教育局 教育研究開発企画評価会議協力者

岐阜市教育委員会 事務点検評価委員会委員

《専門領域》 教育学

○ 辻野 けんま(つじの けんま)氏

大阪市立大学文学研究科 教授

《専門領域》 教育学

○ 豊原 法彦(とよはら のりひこ)氏

関西学院大学経済学部 教授

《専門領域》統計学

○ 松山 信繁(まつやま のぶしげ)氏

大阪市PTA協議会 会長

《専門領域》保護者代表

○ 山上 直子(やまがみ なおこ)氏

産経新聞論説委員

《専門領域》報道機関

昭和53年7月27日

(教)規則第22号

大阪市学校適正配置審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）第2条の規定により、大阪市学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、25名以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び教育委員会が適当と認める者の中から、教育委員会が市長の意見をきいて委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 審議会に会長及び会長代理を置く。

2 会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 会長代理は、委員の中から会長が指名する。

5 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員で組織する。

(関係者の出席)

第7条 審議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(専門調査員)

第8条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、特定の事項について専門的知識を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干名を置き、本市職員の中から、教育委員会が任命する。

2 幹事は、審議会の担当事務について委員を補佐する。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

制 定 昭和28. 4. 1 市条例35

最近改定 平成20. 4. 1 市条例8

(設置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関 の属する 執行機関	附 属 機 関	担 任 事 務
省		略
教育委員会	大阪市学校適正 配 置 審 議 会	市立小学校及び中学校の規模及び配置の適正化に関する重要事項の調査審議及び具体的な施策についての教育委員会に対する意見の具申に関する事務

(委任)

第2条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附則（昭53. 5. 31）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭53. 7. 27）

この条例の施行期日は、市長が定める。